

台湾の世界保健機関（WHO）及び環太平洋パートナーシップ
に関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への参加を求
める意見書

日本と台湾は深い信頼と友情で結ばれており、これまで我が国が大規模自然災害など甚大な被害に見舞われるたび、台湾から多くの支援が届けられるなど、その強い絆に日本国民が感銘を受けてきた。とりわけ、このたびの新型コロナウイルス感染症に対しても、台湾からたくさんの支援物資が寄せられたことは記憶にも新しく、世界的な感染拡大という未曾有の危機にあって、両国の信頼と友情は更に顕著なものとなっている。

現在、人々の往来が増加する中、感染症の拡大を防ぐためには、世界的な公衆衛生危機対応の強化が不可欠であり、防疫にかかる地理的空白を生じさせることがあってはならない。台湾は、平成21年以降連続8年WHO年次総会へのオブザーバーで参加し、保健衛生分野において国際貢献をしてきたにもかかわらず、平成29年より参加がかなわない状況となっている。WHOの憲章は、「人権、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的な人権のひとつ」と掲げており、保健衛生分野の豊富な知見・経験を持つ台湾の参加を妨げてはならない。

アジア地域経済を見たとき、台湾の存在は忘れてはならない。新型コロナウイルス感染症が拡大する前の日台双方における貿易総額は600億ドルに達し、人的往来は600万人を超え、日台は戦略的な協力関係を築くと共に、多くの日本企業が台湾で研修センターを立ち上げるなど、日本の最先端技術と台湾の製造技術との連携により、我が国にとって必要不可欠かつ重要なパートナーである。また、台湾はAPEC（アジア太平洋経済協力）のメンバーである他、WTO（世界貿易機関）にも加盟していることから、CPTPP加入を申請する条件を十分満たしており、台湾が加入することは、我が国の経済はもとより、アジア太平洋地域の経済貿易に活力を注ぎ、地域の経済に好循環を生み出すものである。

よって、国においては、一刻も早い台湾のWHOへ及びCPTPPへの参加を積極的に働きかけを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年10月5日

伊勢原市議会